

社会保険労務士法人リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。

## ◆「雇用調整助成金の特例措置」が11月まで延長

今回は、「雇用調整助成金」の特例措置の期間延長についてご案内させていただきます。

「雇用調整助成金」は、新型コロナウイルス感染症の特別枠として、新型コロナの影響で売上が大きく落ち込む企業に、1人あたり最大1万5,000円/日を助成している制度です。

厚生労働省は8月17日、緊急事態宣言が延長されたことを受け、雇用を維持した企業の休業手当を支援する「雇用調整助成金」(雇調金)について、特例措置の期限を9月末から11月末に延ばすこと発表しました。

特例措置は、緊急事態宣言とまん延防止等重点措置の対象地域で、働き手1人あたりの日額上限を1万5千円、助成率を最大10割とするもので、対象地域以外では原則、日額上限が1万3500円、助成率が最大9割になっています。

### トピックス

◆「雇用調整助成金の特例措置」が11月まで延長

◆今月の労務スケジュール

### 雇用調整助成金等・休業支援金等の助成内容

別紙

#### 雇用調整助成金等

(括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合)(※3)

#### 休業支援金等

		～4月末	5月～11月			～4月末	5月～11月
中小企業	原則的な措置	4/5(10/10) 15,000円	4/5(9/10) 13,500円	中小企業	原則的な措置	8割 11,000円	8割 9,900円
	地域特例(※1) 業況特例(※2)	—	4/5(10/10) 15,000円		地域特例(※5)	—	8割 11,000円
大企業	原則的な措置	2/3(3/4) 15,000円	2/3(3/4) 13,500円	大企業 (※4)	原則的な措置	8割 11,000円	8割 9,900円
	地域特例(※1) 業況特例(※2)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円		地域特例(※5)	—	8割 11,000円

(※1)緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域(以下「重点措置区域」という)において、知事による、新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主(～4月末は大企業のみ。)  
※重点措置区域については、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象。  
※各区域における緊急事態措置又は重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用。

(※2)生産指標が最近3か月の月平均で前年又は前々年同期比30%以上減少の全国の事業主  
(※3)原則的な措置では、令和2年1月24日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断  
地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断

(※4)大企業はシフト制労働者等のみ対象。  
(※5)休業支援金の地域特例の対象は、基本的に雇用調整助成金と同じ(左記※1)。なお、上限額については月単位での適用とする。  
(例:5月10日から5月24日までまん延防止等重点措置  
→5月1日から6月30日(解除月の翌月末)までの休業が地域特例の対象)

参考資料:厚生労働省「10月以降の雇用調整助成金の特例措置等について」[https://www.mhlw.go.jp/stf/r310cohokurei\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/r310cohokurei_00001.html)  
12月以降の取扱いについては、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業に配慮しつつ、雇用情勢を見極めながら段階的に縮減予定で、具体的な助成内容を検討の上、10月中に改めて通知される模様です。

#### ◆9月の労務スケジュール

～9/30 7月分社会保険料納付

～9/10 7月分源泉徴収税額・住民税額の納付



編集担当: 會田  
編集責任者: 勝山

Copyright© 2021 Legal Networks

社会保険労務士法人  
リーガルネットワークス

〒160-0022  
東京都新宿区新宿1-34-  
13第一貝塚ビル302号  
TEL:03-6709-8919

<http://www.kintaika-nrikenkyujo.jp>